

情個審第14号

令和2年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 根本 信義

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和2年3月30日付け厚総諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「保健所職員が作成した私の医療相談の記録」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第98号）

（個人情報答申第92号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

令和元年6月13日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

保健所に相談した記録

### 2 実施機関の決定及び通知

令和元年6月25日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、〇〇保健所職員が作成した「〇〇〇〇殿が平成26年7月8日に〇〇保健所に相談した記録」（以下「本件記録」という。）を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年6月25日付け〇保指令第20号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年7月9日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

本件不開示部分について、〇〇保健所職員が本件記録に記録したものは明らかにうそがあるゆえ、本件不開示部分は条例第14条第7号に該当せ

ず、本件処分は違法である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

##### 2 条例第14条第7号該当性について

審査請求人は、本件不開示部分について、〇〇保健所職員が本件記録に記録したものは明らかにうそがあるゆえ、本件不開示部分は条例第14条第7号に該当しない旨主張している。

しかし、条例第14条第7号により不開示とした部分は、平成〇〇年〇月〇日〇〇〇時頃に同所職員が電話により特定医療機関の院長から聞き取りを行った内容であり、審査請求人の理由は、実施機関が部分開示決定した理由に該当しないので、審査請求の理由は、否認する。

なお、本件不開示部分は、医師が患者に説明する事項の全てではなく誤解が生じるおそれがあることや、医師が患者に説明する事項は本来、医師が直接、患者に説明するものであることから、これを公にすると医師と患者の関係を損なうおそれがある。また、このことで医師が保健所を信頼しなくなり、保健所からの問い合わせ等に医師の協力を得られなくなるおそれがあるため、今後、医療機関から任意の情報提供を求めるという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件記録に〇〇保健所職員が記録したものは明らかにうそがあるゆえ、本件不開示部分は条例第14条第7号に該当せず、本件処分は違法である旨主張しているが、同所職員が報告した文書の内容の真偽や正否については、条例第14条第7号該当性に何ら影響を及ぼさない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、本件記録に記録された保有個人情報であると認められる。

審査請求書の記載内容から、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めて本件審査請求に及んでいることから、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示部分について、〇〇保健所職員が電話により特定医療機関の院長から聞き取りを行った内容が記載されており、この内容を開示することにより、医師と患者の関係を損なうおそれがあり、また、このことで医師が保健所を信頼しなくなり、保健所からの問い合わせ等に医師の協力を得られなくなるおそれがあるため、今後、医療機関から任意の情報提供を求めるという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたものであると主張している。

当審査会において、本件不開示部分を見分したところ、特定医療機関の院長が、審査請求人の当該特定医療機関の受診に係る〇〇保健所への医療相談に関して、同所職員からの聞き取りに対して説明した情報であると認められる。

医療相談業務は、医療に関する患者や家族等からの相談に対応し、診療等の医療情報を提供して、医療に対する県民の信頼を確保することを目的とし、実施機関は、医療相談において、相談者と医療機関との信頼関係を構築する役割を担っている。

また、実施機関は、医療相談に対応するため、必要に応じて相談者が受診した医療機関から情報収集を行うことがあるが、この際に医療機関から提供される情報は、任意の協力により提供されるものである。当該情報が相談者に開示されることになれば、今後、実施機関が行う情報収集に際し、患者との信頼関係が損なわれることをおそれた医療機関が情報を提供することをちゅうちょし、医療相談業務に必要な任意の情報提供を受けられなくなることから、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第14条第7号に該当するものと判断する。

3 審査請求人のその他の主張について  
審査請求人のその他の主張は、本件不開示部分の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論  
以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年3月31日	諮問受理
令和2年6月8日	審査（令和2年度第1回審査会第二部会）
令和2年7月31日	審査（令和2年度第3回審査会第二部会）

別表

不開示部分	不開示理由	条例 第14条 該当号
平成〇〇年〇月〇日〇〇〇時頃の 電話の内容	開示することにより、医療 機関から任意の情報提供を 求めるという事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ があるため。	第7号